【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２８年４月２７日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　島崎　亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ　ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野　隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月18日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年３月25日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還及び約款変更に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正の内容】

下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

平成27年12月19日から平成28年５月23日まで

※信託の終了（繰上償還）及び信託約款の変更予定について

当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。繰上償還は平成28年５月26日付、約款変更は解約価額の算出にあたって平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないことを予定しております。

平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日（平成28年３月25日）現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないこととし、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。この場合、申込期間は平成28年４月27日までとなります。異議を述べた受益者の受益権合計口数が受益権総口数の２分の１を超えた場合は、繰上償還を行いません。

なお、平成28年３月23日以降に取得申込みを受付けた受益権については、この繰上償還及び約款変更にご異議をお申立てることができません。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

平成27年12月19日から平成28年４月27日まで

※信託の終了（繰上償還）及び信託約款の変更について

当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始しており、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日（平成28年３月25日）現在の受益権総口数の２分の１を超えなかったため、解約価額の算出にあたって平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないこととし、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（２）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

平成18年２月８日　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年３月27日　ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年７月１日　当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

＜訂正後＞

平成18年２月８日　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年３月27日　ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年７月１日　当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継
平成28年５月26日　信託終了（繰上償還）

４【手数料等及び税金】
（２）【換金（解約）手数料】
②信託財産留保額

＜訂正前＞

解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に、長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。
※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは信託約款を変更し、平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないものとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

信託財産留保額はありません。
※当ファンドは、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額を信託財産留保額としておりましたが、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始し、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えなかったため、信託約款を変更し、解約価額算出にあたって平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないものとしました。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（略）

※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

（略）

※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始しており、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えなかったため、安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。
これに伴い、取得のお申込みは平成28年４月27日までとさせていただきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

（略）

④解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。

※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは信託約款を変更し、平成28年４月28日換金申込受付分より、解約価額は換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

④解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

※当ファンドの解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除しておりましたが、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始し、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えなかったため、信託約款を変更し、平成28年４月28日換金申込受付分より「換金申込受付日の翌々営業日の基準価額」としております。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（以下略）

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

＜訂正前＞

無期限とします。
ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

※当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、平成28年５月26日に繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

＜訂正後＞

信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、平成28年５月26日に繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始しており、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えなかったため、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

信託約款

平成28年４月28日付で、信託約款第38条を下記の通り変更します。

信託約款新旧対照表

※下線は変更箇所を示します。

新	旧
【信託の一部解約】 第38条　（略） ②　（略） ③　前項の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に解約時期に応じて定める下記料率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 平成19年３月の約定日まで2.0% 平成19年４月の約定日から平成20年３月の約定日まで1.0% 平成20年４月の約定日から平成28年５月２日の約定日まで0.3% なお、平成28年５月６日の約定日以降の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ④　（略） ⑤　（略） ⑥　（略） ⑦　（略） ⑧　（略）	**【信託の一部解約】** 第38条　（略） ②　（略） ③　前項の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に、解約時期に応じて定める下記料率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 平成19年３月の約定日まで2.0% 平成19年４月の約定日から平成20年３月の約定日まで1.0% 平成20年４月の約定日以降0.3% ④　（略） ⑤　（略） ⑥　（略） ⑦　（略） ⑧　（略）